

# 第8回教育委員会

平成28年4月26日  
午後1時  
本庁舎屋上会議室

議案

議案第88号 デザイン教育研究所の運営のあり方について

## デザイン教育研究所の運営のあり方について

デザイン教育研究所の運営のあり方については、平成 26 年 7 月 29 日教育委員会会議において「大阪市立デザイン教育研究所の平成 29 年度以降の入学者の募集を停止する。なお、平成 30 年度以降、本市直営による同研究所の運営は行わないこととする。また、同研究所がこれまで培ってきた教育内容の継承などの観点から、本市直営以外の運営による同研究所に代わる教育機関の可否を検討し、平成 27 年度中に結論を得る」と決定した（以下「当該決定」という）。

しかしながら、検討の結果、民間事業者が運営を継承する場合には、十分な準備期間と、学生募集に係る十分な周知期間があること、途中で民間事業者への転籍となることを受験希望者へ十分に周知する必要があること、さらに転籍となる学生との法的リスクを回避するために、民営化に当たっては、一定の支援策を講じていく必要があることが明らかとなった。

当該決定に基づくスケジュールでは十分な期間を確保しているとは言い難く、上記の事項を実施することが困難となっているため、同研究所の民間事業者への移管実施時期を 30 年度から 31 年度に繰り延べることにより、支援策の検討確定、事業者募集、学生周知、引き継ぎ準備等に十分な期間を設け、事業者が決定した状態で、平成 30 年度入学者の募集を行うこととする。

(平成26年7月29日 教育委員会会議 議案第143号)

### デザイン教育研究所の運営のあり方について

大阪市立デザイン教育研究所の平成29年度以降の入学者の募集を停止する。なお、平成30年度以降、本市直営による同研究所の運営は行わないこととする。

また、同研究所がこれまで培ってきた教育内容の継承などの観点から、本市直営以外の運営による同研究所に代わる教育機関の可否を検討し、平成27年度中に結論を得る。